［略］					［同左］				
その他Tier１資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額					その他Tier１資本調達手段に係る新株予約権の額				
［略］					［同左］				
［項を削る。］					適格旧Tier１資本調達手段の額のうちその他Tier１資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
					うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
					うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
［略］					［同左］				
Tier２資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額					Tier２資本調達手段に係る新株予約権の額				
［略］					［同左］				
［項を削る。］					適格旧Tier２資本調達手段の額のうちTier２資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
					うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
					うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
［略］					［同左］				
マーケット・リスク相当額を８％で除して得た額					マーケット・リスク相当額を８％で除して得た額				
勘定間の振替分					［項を加える。］				
［略］					［同左］				
フロア調整額					信用リスク・アセット調整額				
［項を削る。］					オペレーショナル・リスク相当額調整額				
［略］					［同左］				
［項を削る。］					資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
［項を削る。］					適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額				
［項を削る。］					適格旧Tier１資本調達手段の額から適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				